

青森県障害者差別解消支援地域協議会について

(趣旨)

県では、平成 2 8 年 8 月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 6 5 号）第 1 7 条の規定により青森県障害者差別解消支援地域協議会を設置し、以下の事項について協議を行ってきたところです。

今般、青森県障害者差別解消支援地域協議会の運営について、行政課題に対し限られた予算・人員で的確に対応する観点から、青森県障害者施策推進協議会の委員をもって青森県障害者差別解消支援地域協議会の委員に充てることとしたく、事務局から提案します。

なお、協議会の運営方法等については、別紙「青森県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱（一部改正案）」のとおりです。

(所掌事項)

- (1) 障害者差別解消相談事業等に対応した相談に関する情報共有・協議に関すること。
- (2) 前号の相談に対する構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押しに関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の協議・提案に関すること。

<関係条文>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第 1 7 条

(障害者差別解消支援地域協議会)

第 1 7 条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者